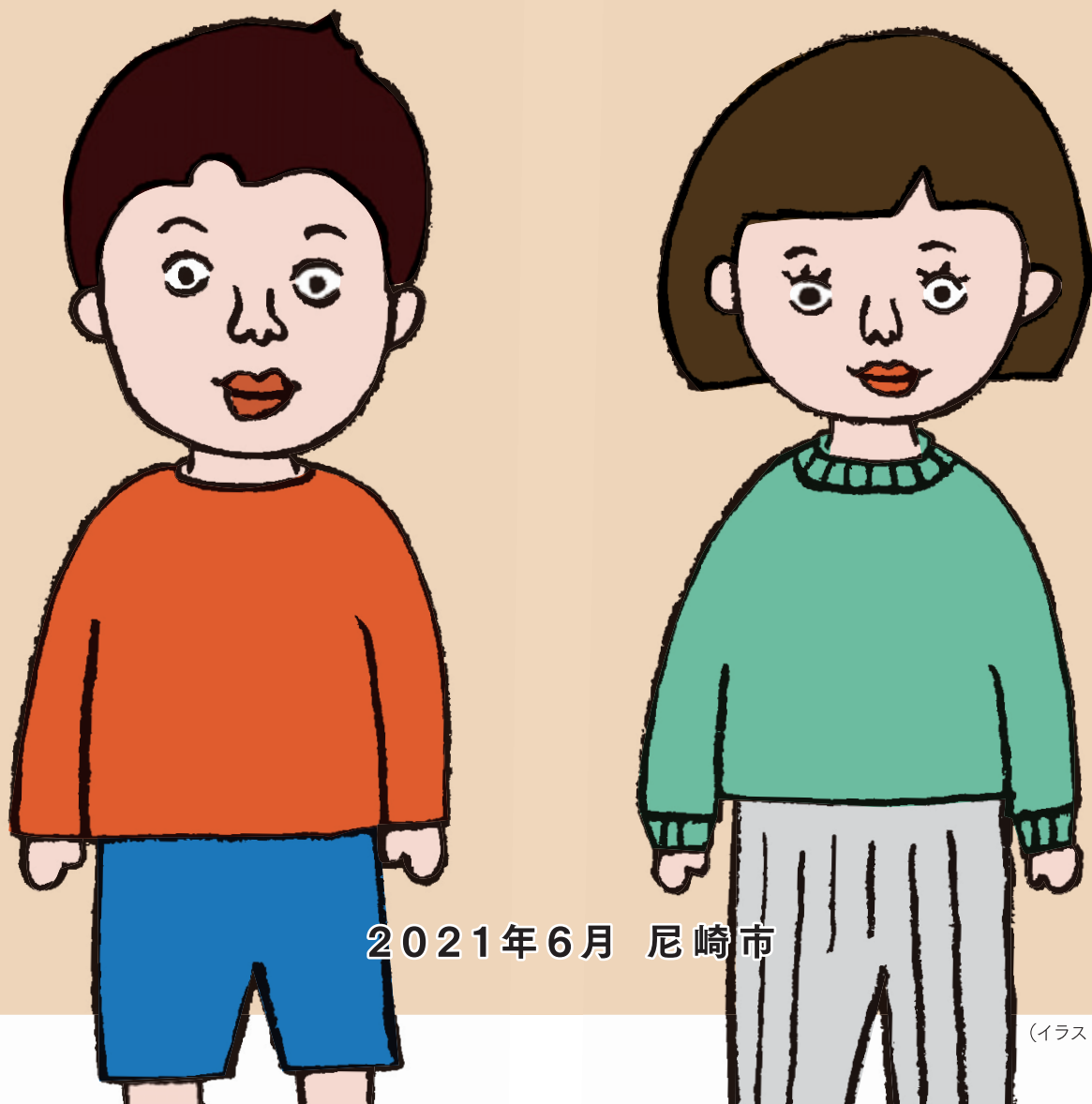


じんけん まなぶ本

くらしやすいを「ふつう」にしよう



2021年6月 尼崎市

(イラスト:コマツサトミ)

Q じんけん(人権)って何?

世界人権宣言 30 の約束

1948年に国連で採択された世界人権宣言。30の条文には、世界中のすべての人に保障されなければならない次のような権利が示されています。

詳細はP12～P15

- ・ 自由平等
- ・ 差別待遇の禁止
- ・ 生存、自由、身体の安全
- ・ 奴隷の禁止
- ・ 非人道的な待遇または刑罰の禁止
- ・ 法の下に人としての承認
- ・ 法の下における平等
- ・ 逮捕、拘禁または追放の制限
- ・ 裁判所の公正な審理
- ・ 無罪の推定、罪刑法定主義
- ・ 私生活、名誉、信用の保護
- ・ 移転と居住の自由
- ・ 迫害からの避難
- ・ 国籍の権利
- ・ 基本的権利の侵害に対する救済
- ・ 思想、良心、宗教の自由
- ・ 意見、発表の自由
- ・ 集会、結社の自由
- ・ 参政権
- ・ 社会保障
- ・ 労働の権利
- ・ 婚姻と家庭
- ・ 財産の権利
- ・ 休息、余暇
- ・ 生活の保障
- ・ 教育の権利
- ・ 文化権
- ・ 人権を守る社会的国際的秩序的確保
- ・ 社会に対する義務
- ・ 権利と自由に対する破壊的活動の禁止

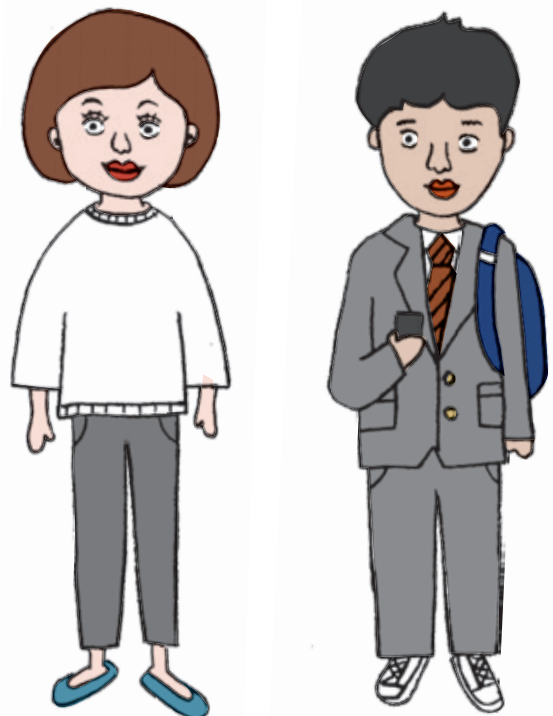
尼崎市には 人権実現の責務がある

世界人権宣言にうたわれた権利をより具体的に守っていくために、国連では国際人権規約をはじめとする人権諸条約が採択されてきました。日本も主要な人権条約の締結国になっています。世界人権宣言も、人権諸条約も、私たちが人間らしく生きるために、保障されるべきさまざまな権利を示しています。

国や自治体にはこれらの権利を守り、実現する責務があると共に、私たちにも、すべての人の権利を守る義務があります。

自分の権利を他の人の権利を侵害するために使ってはなりません。

また、特定の権利を他の権利より優先したり、取捨選択することはできません。人権は相互に関連しあっており、それらを総体として尊重することが必要です。



A

すべての人が生まれながらにもっている、 人間が人間らしく生きていくために 誰からも侵されることのない普遍的な権利

自分でも気づかないうちに 誰かを傷つけてしまうことも

人権は個人相互の関係においても尊重されなければならないものです。私たちの身の回りには、さまざまな人権問題が存在しており、自分でも気づかないうちに他者の人権を侵害してしまうことがあります。

特に感染症蔓延時等の緊急事態下や災害時には、平常時には表面化しにくい人権問題が顕在化することから、日頃から自分と他者の人権について思いを巡らすことが大切です。

しかし、私たちは、ともしれば偏見にとらわれたり、他者の人権を侵害してしまうことがあります。だからこそ、「人権とはなにか?人権にはどのようなものがあるのか?」について学び続け、自らの偏見や差別心と向きあうことが必要なのです。

だから「人権とはなにか?」 を学び続ける

社会の中には、生活基盤が十分に保障されなかったり、暴力や虐待などを受けていたり、人権侵害を受けている人または受けやすい人々があります。そのため、それらの人々の置かれている状況の改善を図るためにはさまざまな取組が必要となります。

取組にあたっては、国や自治体は人々の人権を保障する責務を負う立場にあり、人々のために国や自治体があるという大原則を踏まえることが重要です。本市が行うすべての行政施策は、人権尊重の理念に基づき進めていきます。そして、誰もが人権を尊重しようとするまちづくりに取り組みます。



女性

男女共同参画基本法ができて20年を超えますが、社会のさまざまな分野でリーダーとなる女性の割合はまだまだ少ないです。男性と女性、性別によって役割が決められる考え方を見直して、社会の中での男女の格差をなくす「男女共同参画社会」を実現するために、女性の人権について考えてみましょう。

男は仕事、女は家事・育児？

尼崎市が2020年に実施した男女意識調査では、こうした考えに同意する割合はおよそ3人に1人。性別による役割意識が今も根強く残っていることがわかります。

ジェンダー

社会通念や慣習の中で、社会的・文化的につくられた性差のことを、「ジェンダー」といいます。

ジェンダーにもとづく偏見や不平等に関する問題について考えてみましょう。

女性を取り巻く現状

女性は出産を機に、また介護のために仕事を辞めざるを得ないなど、キャリアが断絶することがあります。収入の面においても男性より低い傾向にあります。また、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産により差別的な待遇を受けること）やセクシュアル・ハラスメント（性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触など）の問題もあります。

男女の平等度を表す国際的な指標である「ジェンダーギャップ指数」では、2021年の日本の順位は156か国中120位ときわめて低くなっています。とりわけ経済・政治の分野が低く、これは政治家や企業の管理職に女性が少ないことが原因に挙げられます。

「ジェンダーギャップ指数」ってなに？

経済、教育、保健、政治の4分野から男女格差を図る指標

DV被害者の多くは女性

DV被害者の多くは女性です。これは、男性の中にある女性に対する見下し意識や、未だに見られる女性の社会的地位の低さがその背景にあると言われています。なお、子どもの面前でのDVは、子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待(心理的虐待)にあたります。

「DV(ドメスティックバイオレンス)」とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力

こうした問題について考え、性別にかかわらず多様な生き方や働き方を選ぶことができる社会を目指していく必要があります。

うちでは育児・家事2人でやってるよ



今後の方向性

●ジェンダー問題の理解を深め、性の多様性を前提とし、性別にかかわらず誰もが充実した職業生活、社会生活や家庭生活を送ることができる男女共同参画社会の実現に取り組みます。

●男女共同参画の視点を踏まえた啓発や教育の推進に努めます。

●性別を問わず、誰もが多様な生き方や働き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に取り組みます。

●女性が働けるよう支援します。また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントについて、啓発を行います。

●DVは児童虐待と密接に関連していることも意識しつつ、支援機関の連携を密にし、被害者支援を行います。

子ども

児童虐待や体罰、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困問題など、ちかごろの子どもを取り巻く環境はとてつ厳しく、問題はじつに多様になっています。国連で採択された「児童の権利に関する条約」では、子どもの人権として「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の4つの権利が守られるべきだと示されています。

子どもの権利

尼崎市の子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して、2009年に「尼崎市子どもの育ち支援条例」をつくりました。条例には、子どもの意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を考慮することや子どもの主体性をはぐくむことなどを定めています。

学校などでの取組

学校教育の現場では、体罰やいじめによる人権侵害が問題になっています。

このような問題の根絶に向けて基本方針を定め、未然防止や早期発見などの迅速な対応、児童生徒が相談しやすい仕組みづくり、教職員向けの研修など、学校や教育委員会をあげての取組が始まっています。

「いくしあ」ってどんなところ？

子どもや子育てに関して課題を抱える子どもや家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、支援を行う総合施設です。



子どもを守るために

不登校児童生徒の心のケアも求められ、各校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援も行っています。15歳以上の青少年のひきこもりの長期化も個別のケアが必要になっています。

虐待される子ども、貧困家庭の子ども、障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、児童養護施設などの家庭以外で養育を受ける子どもについても、地域社会全体で守り育てるための取組が必要です。



今後の方向性

- 子どもの人権を守ることを目的とする、尼崎市子どものための権利擁護委員会を設置します。
- 地域住民、施設、事業者、学校、行政それぞれが特性に応じた役割を担い、子どもの育ちを地域全体で支え合います。
- 子ども自身が権利の主体であることを理解し、個性や一人ひとりの違いを認め尊重し合う態度や姿勢、生きる力を育み、

豊かな人権感覚を養えるよう、児童の権利に関する条約の周知を基本として、発達段階に応じ、教育活動全体を通して人権教育に取り組みます。また、子どもの様子を敏感に察することができるよう、教職員への研修や家庭への啓発に取り組みます。

- いじめ・体罰のない教育環境づくりに取り組みます。
- 子どもの抱える課題が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めます。

- 児童虐待や貧困、不登校、ひきこもりなど、社会的支援を必要としている子どもに関する取組を充実させます。
- 児童虐待防止の体制をさらに充実させるため、市独自の児童相談所の設置について検討を進めます。
- 子ども食堂については、民間の取組を側面から支え、行政支援の在り方について研究していきます。

高齢者

日本の65歳以上の人口は、1950年には20人に1人もいませんでしたが、2020年3月には4人に1人を超えました。
高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるように、高齢者の人権について考えてみましょう。

増えている高齢者

尼崎市の高齢者の割合は、2020年3月には日本全体と同じく4人に1人を超え、これからもその割合は増えていくことでしょう。この高齢化社会の中で、高齢者の虐待や認知症などのさまざまな問題が心配されています。

地域包括支援センターは、高齢者虐待の早期発見・早期対応や権利擁護の相談や支援に取り組んでいます。

「地域包括支援センター」ってどんなところ？

市内に12か所あり、高齢者のさまざまな相談ごとの相談窓口となっています。

高齢者の権利を守るために

また、年を取るにつれて判断能力が低下することから、財産管理や振り込め詐欺への相談も多く寄せられています。尼崎市成年後見等支援センターや消費生活センターでは、成年後見制度の紹介や消費生活相談を行っています。

認知症の理解を進めるために

認知症については、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症サポーターの養成や認知症への正しい理解を得るための啓発活動を通じて、地域全体で認知症患者と家族を支える社会のあり方が求め

られています。

「認知症サポーター」ってどんな人？

認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、市の養成講座を受講した人。市内では、22,000人を超える方が受講しています。

地域での社会的孤立を防ぐために、地域住民による訪問や見守り活動もすすめられています。これからも、高齢者が尊厳を保ちながら自立し、いきいきと安心して暮らすことができるよう、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考え、支えていく必要があります。



今後の方向性

●地域包括支援センターや尼崎市成年後見等支援センター、消費生活支援センター、さらには市内警察3署などの連携をより一層密にし、高齢者の権利擁護や虐待対応などさまざまな課題への対応力を高めます。高齢者虐待対応マニュアル等を活用し、ケアマネジャー等に権利擁護の啓発や制度の周知などを進めます。

●認知症の人や家族が安心して生活を継続できるよう、認知症カフェなど集い場の

拡充や介護者・専門職等を支援する取組を行います。また、認知症本人のニーズを把握し地域全体でサポートし合う環境の整備を進めていきます。

●高齢者等が普段よく行く場所（スーパーや薬局、金融機関など）を「シニア情報ステーション」と位置づけ、地域で進める介護予防や交流の場を紹介するパンフレットを設置するなど情報発信手段の確保を進めます。スーパーなどのお店で働く人が高齢者等との何気ない会話で気になるこ

とがあれば適切な支援機関につないだり、地域住民等による見守り活動を行うなど、地域全体で支え合い、高齢者を孤立させない取組を強化していきます。

障害のある人

私たちのまちには、目が見えない、耳が聞こえない、歩くことが難しい、意思をうまく伝えられないなど、さまざまな障害のある人が一緒にくらしています。それは決して特別なことではありませんが、障害のある人にとっては日常生活や社会参加をさまたげるさまざまなバリア（制約や不便）や差別があることを想像してみましょう。

差別を解消するために

障害を理由とする差別をなくすため、2013年6月に「障害者差別解消法」ができました。この法律では、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの差別を解消するための内容や支援策が定められています。尼崎市でも、これにもとづいた取組や市民にこの法律を知ってもらうための啓発活動をしています。

🔍 「合理的配慮」ってなに？

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応をしてほしいと伝えられたときに、可能な範囲で対応することです。[例えば…] 意思を伝えあうために写真を用いたり、筆談したりすること など

尼崎市が障害のある人を対象に2020年2月に実施したアンケートでは、「障害によって差別や偏見を感じる」と答えた人の割合は38%もあり、一方で「障害に対する市民の理解が浸透している」と答えた人の割合は20%と低くなっているのが現状です。

障害のある人の権利を守るために

尼崎市では、「成年後見等支援センター」や「障害者虐待防止センター」を設置し、それぞれ、成年後見制度の相談・申立ての支援と虐待通報の受付（24時間・365日）・対応などを行っています。



今後の方向性

●障害者差別解消法や手話言語条例の周知・啓発を進めていくため、市民・事業者向けの講座や市職員向けの研修会等を実施します。学校向けには、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内等を行います。障害のある人やその家族、地域住民等によるグループが地域で主体的に人権学習を行う場合は、その活動を支援します。

●「成年後見等支援センター」と「障害者

虐待防止センター」において、引き続き、それぞれの支援や対応、制度の周知に取り組むとともに、地域の相談支援事業所等と一層の連携を図ることで、障害のある人の権利擁護につながる支援に取り組んでいきます。また、障害者差別に関する事例の共有や差別解消に向けた取組を進めていくため、「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者団体や地域の関係機関との協議を進めていきます。

●障害特性に配慮した環境整備に向けて、スロープの設置やオストメイト（人工肛

門・人工膀胱のある人たち）対応トイレの整備、専用駐車スペースの確保など公共施設の整備や、改築等の際にバリアフリー化に取り組みます。また、障害のある人の情報の取得やコミュニケーションへの支援を進めます。

●障害者団体や福祉・民間事業者、市民ボランティア等の協働のもと「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を開催するなど、地域交流や地域コミュニティの場（機会）をつくります。

部落差別 同和問題

歴史的・社会的に形成されてきた身分差別により、日本国民の一部の人々が経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれ、日常生活でさまざまな差別を受けてきました。今もなお、被差別部落（同和地区）とよばれる地域、そこに住む人たちやその地域の出身者を見下したり、結婚を避けたりするような差別はなくなっていない。

尼崎市の取組

尼崎市では同和对策として、1948年ごろから国よりもいち早く、被差別部落での保育所や隣保館（現・地域総合センター）の建設や、住環境の改善、福祉や保健、教育を充実させてきました。生活のあらゆる領域にわたる対策の結果、一定程度の生活環境の改善や生活水準の向上がすすみました。

まだ、 差別はなくなっていない！

しかし、今もなお被差別部落出身者とみなされる可能性を避けようとする意識や偏見が根強く存在し、部落差別の問題は解決していません。尼崎市が2018年に実施した人権についての市民意識調査では、54%の市民が「住宅を選ぶ際に同和地区内や同和地区を含む小学校区にある物件を避ける」と回答。「結婚しようとする相手が部落出身者であった場合結婚しない」と答えた人の割合は36%にのびります（家族等の反対がある場合は結婚しない、と回答した割合を含む）。また、インターネット、SNSの悪用などによる差別事象は後を絶ちません。

「部落差別解消推進法」 ってどんな法律？

2016年に施行され、初めて「部落差別」の名称を冠した法律です。現在でも部落差別が存在すること、部落差別が許されないものであること、相談や教育・啓発の必要性が明記されています。

尼崎市では2010年から、インターネットでの差別書き込みを監視し、プロバイダに削除を要請するモニタリング事業を実施しています。しかし、今もなおウェブ上で部落の所在地を掲載するなど、差別を助長・誘発する悪質な書き込みが後を絶たないことから、差別解消に向けた取組が引き続き必要です。



今後の方向性

●地域総合センターや法務局、人権擁護委員協議会など関係団体等とも連携を密にし、人権相談機能の充実を図ります。

●同和問題を正しく理解し、自分自身の問題としてとらえるために、学校、地域、各種団体、事業者などあらゆる場においてさまざまな年齢層に対する人権教育・啓発に取り組みます。

●インターネット上における部落の地名の書き込みについては引き続きモニタリングを実施し削除要請を行います。また、インターネット上の誤った情報に影響され、行動することがないように教育・啓発に取り組みます。

●部落差別解消推進法第6条に基づき国が実施する部落差別の実態に係る調査については今後も国に協力し取組を行います。

●同和問題の解決を著しく阻害する「えせ同和行為」による被害が依然として見られることから、そうした行為に応じないよう、情報の発信や啓発を行うとともに、根絶に向けた法整備についても国に求めていきます。

外国籍 住民

就職や仕事で不利な扱いを受けたり、結婚や借家への入居で差別を受けたり、外国籍の人たちにとって生きづらい場面はたくさんあります。日本国籍と外国籍の住民がともに暮らし、働くために、日常生活で異なる歴史や文化、生活習慣や価値観を知り、それらのちがいを受け入れ、互いに尊重する気持ちを大切にしましょう。

尼崎市で暮らす外国籍住民

尼崎市には、約11,920人(2021年6月現在)の外国籍の人が暮らしています。歴史的経緯への理解不足から差別的な言動(ヘイトスピーチ)や結婚・入居等に際しての差別が問題となっています。また、民族名では生活しづらいことから、日本名を使わざるを得ないという問題もあります。

近年は、技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在などさまざまな在留資格を持つ新たな外国籍住民が増加しています。中でも多いのは技能実習で来日しているベトナム籍住民。今後も外国人労働者の増加が見込まれます。また、今後さまざまな民族が増加することも考えられます。



どこの国の人が多いの？

- 1位 韓国・朝鮮 約 6660 人(約 56%)
- 2位 ベトナム 約 1740 人(約 15%)
- 3位 中国 約 1690 人(約 14%)

※2021年6月時点の数値

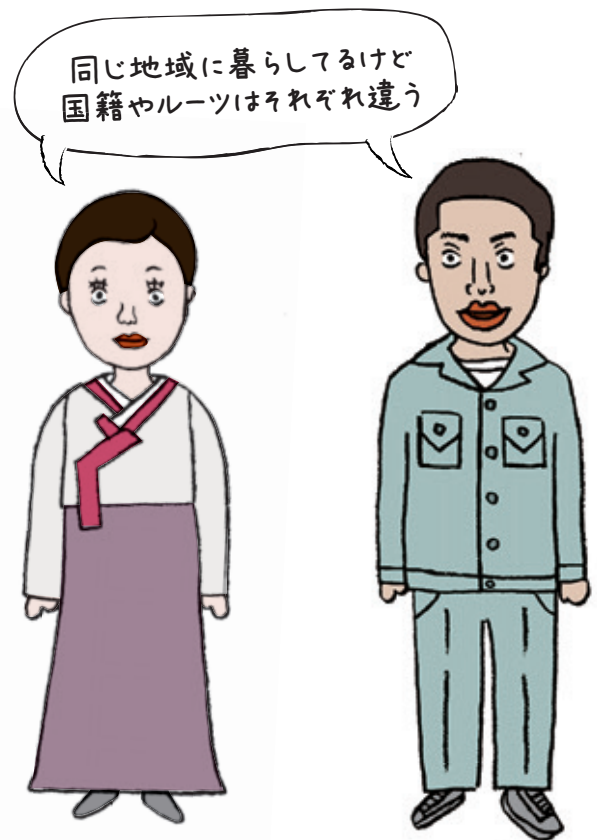
ともに安心して暮らし、 働くために

そのため、外国人も含め、労働者が安心して働き、能力を活かせる労働環境づくりが必要です。

また、外国籍住民は、言語や文化・習慣が異なることから、情報収集がむずかしく、他者との交流が少なく

孤立したり、必要な行政サービスが受けられないケースも起こりがちです。

外国籍住民が安心して暮らし働くために、多言語表記など情報発信の工夫や、気軽に相談できる体制づくり、日本語習得の支援、地域住民との交流のきっかけづくりが求められます。



今後の方向性

●外国籍住民のさまざまな背景や歴史的経緯を踏まえつつ、多文化共生施策を進めます。なお、取組を進めるにあたっては、外国籍住民の母国の文化や価値が尊重されるよう留意します。

●外国籍住民が地域住民と交流する場づくりに取り組みます。

●ヘイトスピーチは許されない行為である

との認識が広く市民に浸透するよう啓発を行います。インターネットを悪用した差別を助長する書き込みを監視するインターネット差別書き込みモニタリング事業を引き続き実施します。

●必要な情報が外国籍住民に届くよう、やさしい日本語の活用や多言語での情報発信に努めます。また、外国籍住民が行政へ相談しやすい環境を整備します。

●日本語ボランティアのスキルアップ及び

ネットワークの強化を図ります。また、母国の文化や言語等の教育を行う民族学校への支援にも引き続き取り組みます。

●外国人労働者が安心して働き、能力を活かせる環境づくりの支援に取り組みます。

●多文化共生の必要性や意義について全庁的な周知・啓発を図ります。また、庁内及び尼崎市国際交流協会等の関係団体との連携強化を図ります。

性的 マイノリティ

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー……って聞いたことありますか。性は「男」と「女」に単純に分けられるものではなく、さまざまです。性の多様性を知り、お互いに尊重するために、性的マイノリティの人権について考えてみましょう。

尼崎市の取組

尼崎市では、性的マイノリティへの理解を深めるための啓発活動や、公文書における性別記載欄を見直してきました。2020年には、一方または双方が性的マイノリティである二人がお互いをパートナーとして宣言する「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

心配・不安なこと

当事者の中には、周囲の偏見が怖くて誰にも相談できなかつたり、学校や職場でいじめや嫌がらせにあらうことを心配している人もいます。

子どもの頃から自分の性的指向(どのような性別の人を好きになるか)が周りと異なることで不安になったり、身体の性に違和感を感じたり、家庭や学校生活の中でさまざまな悩みや生きづらさを感じることも少なくありません。

そのため、子どもの自己肯定感^{こうていかん}が損なわれることのないよう、子どもはもちろん、保護者への支援や啓発、教員等への研修にも取り組む必要があります。

エルジービティー LGBTって何？

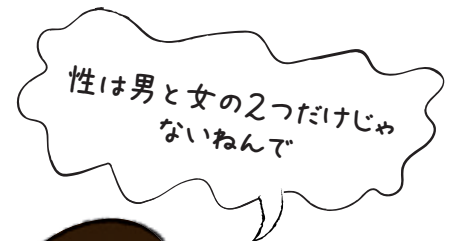
性的マイノリティを表す言葉の一つとして次の頭文字を取った用語です。

レズビアン 女性を好きになる 女性	L	G	ゲイ 男性を好きになる 男性
バイセクシュアル 男女どちらも 好きになる人	B	T	トランスジェンダー 出生時に割り当てられた 性とは違う性を生きる人、 生きようとする人

ソジ(ソギ) SOGIって何？

人にはそれぞれの性的指向と性自認があり、LGBTを含む性の多様性を表す考え方です。

性的指向 Sexual Orientation	どのような性別の人を好きになるか。
性自認 Gender Identity	自分の性をどのように認識しているか。



今後の方向性

- 当事者及び家族等近い人が、気軽に相談できたり正しい情報が得られたりするための施策を推進します。
- 性的マイノリティへの理解を促進するた

めに、ジェンダー平等の視点も意識した教育・啓発をあらゆる場面において行うとともに、アライ(理解し、支援する人)を増やすための施策を推進します。

- 性的マイノリティの中には外出先でトイレを利用する際に周囲の視線が気になる

など困難を感じる場合があるため、性別に関係なく安心して利用できるトイレの整備(表示)に努めます。

- 市職員一人ひとりが、性的マイノリティへの理解と関心をさらに深められるよう職員研修を実施します。

インターネットでの 人権侵害

インターネットを使うことにより誰でも多くの情報にアクセスでき、手軽に情報を発信することができます。便利な一方で、他人への誹謗中傷^{ひぼう}や個人情報の無断投稿^{とうこう}、部落にかかわる人名や地名の書き込みなど、差別を助長・誘発する人権侵害が多く発生しています。

インターネットの怖さ

SNS上で誹謗中傷^{ひぼう}を受けて自死に追い込まれる事件などが発生しています。たとえウェブサイトを削除してもデータさえ残っていれば何度も再現されたり、別の場所での再投稿を規制することは困難です。

「自分だとバレなければ何を言ってもいい」という匿名性^{めいせい}から過激な差別的発言になりがちです。またこれらは国境を越えて情報が拡散するため、国を超えた取り締まりが必要です。

国の取組

国では、「プロバイダ責任制限法」、「個人情報保護法」といった法律により有害情報の防止に取り組んでいます。インターネット上で人権侵害を受けた場合は、発信者情報の開示を請求できますが、実際の開示には裁判手続きなどの多大な労力が必要であり、国は請求手続きの簡略化などを検討しています。

尼崎市でも

尼崎市では2003年に職員間で差別書き込み事件が発生しました。特定の個人を攻撃するために、事実ではない誹謗中傷^{ひぼう}を繰り返し、部落に対する差別感情を利用した悪質な事件でした。この事件を教訓に、2010年からは「インターネット差別書き込みモニタリング事業」を開始。こうした事案を監視して、サイト管理者への削除依頼を続けています。

インターネットやSNSには、誤った情報や偏った情報が存在します。そして、そうした投稿によって誰もが加害者にも被害者にもなりえることなどを理解することが必要です。

インターネットの情報は本当なの？

インターネットの情報が全て正しいとは限りません。情報が正しいものか、信じていいものか、自分で考えなければいけません。そのためにも、その情報をどこが出しているのか、だれが出しているのか、どのぐらいの人が出しているのか、調べるくせを付けましょう。

ネットで見たことが
全部正しいわけじゃない
ちゃんと確認しましょう!



今後の方向性

●情報の収集や発信における個人の責任やプライバシーに関する正しい理解とメディアリテラシー（様々なメディアからの情報を主体的に読み解く能力）を身に付けられるよう、教育・啓発を推進します。

●学校教育においては、情報を正しく安全に利用できるための情報モラルについての理解を深める教育の充実を図ります。

●インターネット差別書き込みモニタリング事業を継続し、表現の自由に配慮しつつ、プロバイダ等への削除要請などの対応

を行います。また、プロバイダ等の協力が得られるよう、より実効性のある対策を国に求めていきます。

さまざまな 人権問題

私たちの暮らすまちには、これまで紹介したもの以外にも、さまざまな人権問題が存在しています。自分の中の偏見や差別心に向きあい、異なる他者を思うことを通じて、「人権とはなにか？」を学びつつけていきましょう。

【HIV感染者など】

エイズなどの感染症に対する誤った知識や偏見から生まれる人権問題。HIV等の性感染症などに関する講演会等により啓発に取り組みます。

【ハンセン病患者など】

ハンセン病患者に対してはかつて国の隔離政策が採られたため、感染者等は厳しい人権侵害を受けてきました。ハンセン病に対する正しい知識の周知及び患者、元患者、患者家族などに対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発に取り組みます。

【新型コロナウイルス感染症など】

2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延はさまざまな人権問題を顕在化しています。未知のウイルスへの恐れや不安で、感染者や医療従事者等への誹謗中傷などの人権侵害が発生。感染症に基づく病気を「正しく恐れる」ために正しい知識や正確な情報の周知・啓発に取り組みます。

【刑を終えて出所した人など】

刑を終えて出所した人は、就職や住居の確保が困難だったり、地域社会からの拒否的な感情などから、社会復帰が厳しい状況にあります。更生保護ボランティア活動や就労などの支援に努めます。また、その家族が非難されたり、中傷を受けることもあります。市民の更生保護への意識向上にも努めます。

【犯罪被害者など】

犯罪被害者とその家族は、事件で生命や財産を奪われるだけでなく、精神的な苦痛や身体の不調など二次的被害も深刻です。尼崎市では2015年に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、見舞金支給などの支援をしています。今後も早期支援とともに、犯罪被害者等の状況を市民が理解できるような周知に努めます。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、近代以降の同化政策により、アイヌ語などの独自の文化や伝統を否定され、差別を受けてきました。尼崎市においてもアイヌの人々の現状や先住民族としての歴史、文化、伝統に関する市民理解の促進に努めます。

【ホームレス】

住む場所を失う原因は、会社の倒産や失業といった経済的な理由だけでなく、病気や障害、家族との関係性、核家族化などのさまざまな理由が複雑に影響しています。尼崎市だけでの解決が困難であることから、国や県の支援施策等をふまえ、支援方針を定めていきます。

【北朝鮮当局によって拉致された被害者】

北朝鮮当局による拉致は、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害です。拉致問題等の解決には、国民の理解と支持が不可欠であることから、国、県などとも連携し啓発に取り組みます。啓発等に当たっては在日韓国・朝鮮籍住民など朝鮮半島にルーツを持つ人々たちへの差別を生まない対応が必要です。

【見た目問題】

顔や身体に、先天的または病気やケガなどの後天的な理由で見た目（外見）に特徴的な症状（アザ、傷痕、変形、麻痺、脱毛など）がある人たちが、「見た目」を理由とする差別や偏見に直面する、いわゆる「見た目問題」についても啓発に取り組みます。

世界人権宣言

出典：肥下彰男,阿久澤 麻理子,編著/
協力(一財)アジア・太平洋人権情報センター
『地球市民の人権教育 15歳からのレスンプラン』,
解放出版社,2015,p27~31



第1条 みんな自由・平等

人はみな、自由で平等な仲間。
人はみな、生まれたときから自由で、人間として等しく大切な存在であり、人権をもっています。そしてみんな仲間です。



第2条 誰も差別されない

人はみな、人種、肌の色、性別、言語、宗教、意見の違い、出身、財産のあるなしなどによって差別をされることなく、この宣言に記されたすべての権利と自由をもっています。



第3条 自由に安心して暮らす権利

人はみな、自由や身体の安全をおびやかされずに、生きる権利をもっています。



第4条 奴隷のように扱われない

人はみな、奴隷にされたり、奴隷のように働かされてはなりません。そのため人を売り買いしてはいけません。



第5条 拷問を受けない権利

人はみな、拷問や、残酷・非人間的で辱められるような扱いや、罰を受けるべきではありません。



第6条 人として認められる権利

人はみな、どこにいても、法によって人として認められます。



第7条 法の下での平等

人はみな、法の平等な保護を受ける権利があり、この宣言に反するような差別から保護されます。



第8条 裁判を受ける権利

人はみな、憲法や法で守られる権利を侵されたら、裁判に訴え、その権利を取り返す権利があります。



第9条 勝手に逮捕されない権利

人はみな、勝手に逮捕されたり、閉じ込められたり、追放されたりすることはありません。



第10条 公平で公正な裁判

人はみな、独立し、公平な裁判所で、公正な公開の裁判を受ける権利があります。



第11条 逮捕されても有罪と決まったわけではない

たとえ逮捕されても裁判で決まるまで、罪があるとはみなされません。また、あとからつくられた法律で、有罪にされることはありません。



第12条 プライバシーを守られる権利

人はみな、自分のプライバシーや、家族のこと、手紙・電話・メールなどの内容を勝手にあばかれ、名誉や信用を傷つけられることはありません。



第13条 自由に行き来し、住む場所を決める権利

人はみな、自分の国のなかで自由に移動し、住む場所を決める権利があります。また、ほかの国に行くことも、自分の国に戻ることも権利です。



第14条 迫害から逃れて避難する権利

政治的な考え方や意見が違うからと迫害を受けるとき、そこから逃れて、ほかの国に避難することは権利です。



第 15 条 国籍をもつ権利

人はみな、国籍をもつ権利があります。その権利を勝手に奪われたり、国籍を変えることを否定されたりすることはありません。



第 16 条 結婚は当事者同士で決める

人はみな、人種や国籍、宗教によって制限されることなく、大人になったら結婚し、家庭をもつ権利があります。結婚、結婚生活、離婚に関することも、平等な二人が自由な意思でいっしょに決めるものです。



第 17 条 財産をもつ権利

人はみな、一人で、またはほかの人と一緒に財産をもつ権利があります。それを勝手に奪われることはありません。



第 18 条 自由に考え、信じる権利

人はみな、自由に考え、宗教を信じる権利があります。それを表明したり、広めたり、考えを変えることも自由です。



第 19 条 自由に意見を言い、表現する権利

人はみな、自由に意見を言ったり、表現する権利があります。また、国境に関係なく、意見や情報を交換することも権利です。



第 20 条 集会を開き、団体をつくる権利

人はみな、平和に集会を開き、団体をつくる自由があります。でも、無理やり誰かをそこに入れることはできません。



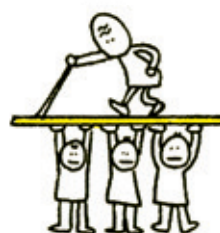
第 21 条 政治に参加する権利

人はみな、直接に、または自分が選挙で選んだ代表を通じて、自分の国の政治に参加する権利があります。また、公務員になる権利があります。私たちの意志を表明する選挙は、公正でなければなりません。



第 22 条 社会保障への権利

人はみな、社会の一員として、社会保障を受け、人間らしく暮らす権利をもっています。



第 23 条 働く者の権利

人はみな、仕事を自由に選び、公正な労働条件のもとで働き、失業から守られる権利があります。同じ仕事には同じ賃金が支払われ、それは生活できる額でなくてはなりません。また、自分を守るために労働組合をつくること、その一員になることも権利です。



第 24 条 休息する権利

長時間労働にならないよう、働く時間がきちんと制限され、休息することは権利です。定期的に有給休暇をとることも権利です。



第 25 条 生活保障の権利

自分と家族の健康で幸せな生活を維持することは権利です。仕事を失ったり、年をとったり、家族の働き手が亡くなったり、病気や障害などで生活できないとき、公的な助けを受ける権利があります。



第 26 条 教育の権利

教育を受けることは権利です。少なくとも小中学校は無償で、誰もが通う義務養育です。さらにその先、職業や専門にかかわることを学んだり、大学に進むことも可能です。また教育の内容は、人間性を伸ばし、人権を尊重するものでなければなりません。



第 27 条 文化を楽しむ、つくりだす権利

人はみな、自由に文化活動に参加し、芸術を鑑賞し、科学の進歩による恩恵を受ける権利があります。また、自分がつくった科学的、文化的、芸術的作品がつくりだす利益も保護されます。



第 28 条 権利が実現される社会をつくる権利

私たちは、この宣言にかかげられた権利と自由が実現される社会、そして世界をつくる権利があります。



第 29 条 ほかの人の権利と自由を尊重する義務

私たちは、自分だけでなくほかの人の権利と自由を尊重する義務も負っています。あなたの権利と自由が制限されるのは、ほかの人の自由と権利を守るため、民主主義社会のなかで十分に納得できる理由があるときだけです。



第 30 条 悪用は認められない

国、個人、または集団であれ、この宣言に書かれたことを、人権や自由を損なうために利用してはなりません。



人権文化いきづくまちにするために

～尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画ができました～

人権文化いきづくまちづくり ～くらしやすいを「ふつう」にしよう～

誰もが自分の人権を侵害されず、暮らしやすいと感じることのできるまち尼崎を目指します。

- ◆ 「人権文化」とは、人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることを意味します。つまり、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有りようそのものをいいます。
- ◆ 「人権を尊重する」ということは、女性や子ども、障害のある人など、「人権を侵害されやすい立場の人」を保護したり支援したりすることだけに留まりません。あらゆる人たちの人権をより積極的に尊重し、すべての人の自己実現を保障する、well-being の理念を社会全体で共有することが大切になります。そのためには、人権を侵害されやすい立場の人（女性や子どもなど）のことを単に保護の対象として捉えるのではなく、一人の人間として捉え、「意見表明権」や「社会に参画する権利」や「自己実現」などあらゆる権利を行使できる主体として認める必要があります。
- ◆ 尼崎市では、誰もが権利を行使できる主体として認められ、暮らしやすいと実感できる、それがあたりまえになるまちを目指します。

well-being とは

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態を意味する概念で、幸福という意味合いで使われることもあります。

1946年に署名された世界保健機関（WHO）憲章の草案の中で、「健康」について以下のように定義され、その中にウェルビーイングという言葉が使われています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあることをいいます（日本WHO協会訳）」

つまり、ウェルビーイングとは、心身ともに健康であるとともに、社会において安心・安全感や満足感、幸福感を持ちながら生活できている状態を意味します。

計画の位置付け

この計画は、人権文化いきづくまちづくり条例第7条の規定に基づき、さまざまな人権問題に対する課題を横断的にとらえ、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しました。

また、全ての行政施策を推進するうえで基礎となる計画です。

本計画は「尼崎市総合計画」とともに、SDGs（「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国連で決まった、令和12(2030)年までの全世界共通の17個の目標）の視点を意識して推進していきます。

計画の期間

- ◆ 本計画の期間は令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。
- ◆ なお、計画期間中であっても、社会情勢の大きな変化や、実態が本計画と乖離^{かいり}する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画における 4つの視点（人権施策の展開方向）

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

- (1) 地域でのつながりや支え合いの推進
- (2) 関係機関の連携強化

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

- (1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握
- (2) 差別の防止と偏見の解消
- (3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

- (1) 学校園等における人権教育
- (2) 地域における人権教育・啓発
- (3) 事業者(企業)における人権研修・啓発

4 市職員・教職員等への人権研修

- (1) 市職員・教職員への人権研修
- (2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

- ◆ 市民が互いにプライバシーを尊重しながらも隣人としてつながり、支え合える、よりよいまちの創造を目指します。市民が互いにつながり、支え合うまちでは、自分の居場所があり、尊重されていると誰もが感じることができ、暮らしやすいと実感できます。
そうしたまちづくりの主役は市民です。市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係を築き、よりよいまちを創造していけるよう、市民が自由に意見を表明する機会を設け、必要な情報提供や場づくりの支援に取り組みます。また、市民が自ら学習しようとする環境づくりを行い、学びの支援にも取り組みます。
- ◆ 市民や市民活動団体等の多様な主体が、互いに多様性を認め、地域においてつながり支え合えるよう、地域における各公共施設等を拠点とした地域交流を進めていきます。
- ◆ 日頃から地域で多様な人々がつながり支え合っていることにより、特に災害時など緊急事態下においては、社会的に孤立する人を無くし、必要な支援に早くつなげることができます。そのため、性別、年代、家庭環境等を問わずさまざまな人が集い、つながるコミュニティづくりに取り組みます。
- ◆ 異なる言語や文化、歴史的背景を持つ市民が共生する多文化共生社会の実現を目指すため、地域で交流ができる場の提供などの施策に取り組みます。

(2) 関係機関の連携強化

- ◆ 人権施策を推進するにあたっては、市の各部局、関係機関等における情報共有とネットワークの強化に取り組みます。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

- ◆ 人権に関する各種相談窓口においては、相談員の人材育成に取り組み、相談場所や手法等について、より市民のニーズにあった効果的な運用を目指します。また、「あの窓口へ行けば相談にのってもらえる」と市民が認識できるよう、あらゆる機会をとらえ、多様な手法で相談窓口の周知を図ります。
- ◆ 外国籍住民への相談に応じる相談員については、外国人の文化や習慣について知識を有している人材が望ましいことから、そうした人材の発掘と登用に努めます。
- ◆ 相談事例等、市が把握した人権侵害や差別事象については、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで適切な支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 差別の防止と偏見の解消

- ◆ インターネットを悪用した差別を助長する悪質な書き込みを監視するインターネットモニタリング事業や、ヘイトスピーチ対策、さまざまな人権侵害から子どもを守っていくための第三者機関の設置、性的マイノリティや外国籍住民など差別・偏見の対象となりやすいマイノリティとの交流の場づくりなど、多様性を受け入れ、差別や偏見を許さない風土の醸成と、必要な支援が受けられるための取組を進めます。

(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

- ◆ 施設等においては、段差をなくす、性的マイノリティにも配慮したユニバーサルトイレを設置するなど誰もが利用しやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した設計や運用に取り組みます。
- ◆ また、外国籍住民、障害のある人、高齢者などの情報弱者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、多言語や障害特性に配慮した情報提供、意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組みます。
- ◆ 特に障害のある人については、障害者差別解消法に基づき、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、可能な限り社会的障壁の除去に向けた取組を行います。
- ◆ 災害時など緊急事態下では、避難所などにおいて、特に女性や性的マイノリティ、子ども、外国籍住民、障害のある人、高齢者のほか、妊婦や乳幼児を持つ親などは、人権侵害を受けやすいことから、そうした人々の人権に配慮した施設整備、運営に取り組みます。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

(1) 学校園等における人権教育

- ◆ 子ども自身が自らを権利の主体であると理解し、尊重されていると実感することが重要です。そのため、児童の権利に関する条約の周知を基本として、子どもたちの発達段階や理解度に応じた人権教育を推進するとともに、虐待や貧困、不登校、ひきこもり、その他社会的支援を必要としている子どもへの支援を充実させ、すべての子どもが健やかに学び育つ環境づくりを進めます。
- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。就学前教育においては、他者とかかわりあいながら、相手を尊重する意識や思いやりの心を持つよう、さまざまな行事や集団生活、遊びを通して、乳幼児の発達の特性に応じた人権教育(保育)を進めていきます。
- ◆ 学校教育においては、児童の権利に関する条約の周知を基本とし、生きる力や違いを認め尊重し合う態度や姿勢を育み、豊かな人権感覚が養えるよう発達段階に応じ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組みます。また、いじめの問題については、道徳教育でいじめ問題を取り上げるとともに、組織的に早期発見や未然予防、迅速な事案対処ができる学校体制の改善など、学校全体での意識改革や体制づくりを進めます。
- ◆ また、子どもだけでなく保護者など家庭への人権啓発にも取り組みます。

(2) 地域における人権教育・啓発

- ◆ 人が人として自分らしく生きていくためには、日々の暮らしの中で人権が尊重されていることが不可欠です。そのためには、一人ひとりがさまざまな人権問題について理解を深め、人権は他者の問題ではなく自分の問題であることに気づくことが必要になります。こうしたことから、市民が生活の身近な場で人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマの人権問題の講演会や学習会を実施します。
- ◆ また、市民主体の人権学習を進めるため、地域でグループによる学習会を行うとともに、学習会が市民の主体的な活動となるよう、人権学習のリーダー育成を行います。

(3) 事業者(企業)における人権研修・啓発

- ◆ 事業者は、社会の構成員としてその事業活動に関わる者の人権意識の高揚に取り組むことが求められます。
企業には人権を尊重する責任があり、その責任は景気がよくないから後回しにしていいというものではなく、景気の動向に関係のない不動の大原則です。
近年、ビジネスと人権に関しては、自社だけでなく、製造を委託する工場などにおける人権侵害(強制労働や劣悪な環境での長時間労働等)についても注意をはらうことが求められています。その他、ハラスメントの防止、安全衛生の向上、採用や昇進における公正性の保証、日本人労働者と外国人労働者の労働条件の格差の解消、広告宣伝における差別的表現のチェック機能の整備など、多様な課題があります。
- ◆ 少子高齢化が進み、外国人労働者などの多様な人々が働く社会となっている中、誰もが安心して働き、能力を活かせる職場づくりは、事業者の責務であるとともに事業者の利益にもつながります。そのため、事業者が、ビジネスと人権に関するさまざまな人権問題への認識を深めるとともに、人権意識の高揚が図れるよう、市が事業者に対して人権研修・講演会を実施するなどの啓発に取り組みます。
また、人権問題に関する情報や資料の提供も行います。

4 市職員・教職員等への人権研修

(1) 市職員・教職員への人権研修

- ◆ 人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員は、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、日常業務の中で課題に気づく人権感覚と、対応するための技能や実践力が求められます。また、人権行政は特定の部局のみが実施するものではありません。保健、福祉、教育、建築・土木や消防などすべての行政分野において、すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有しています。
このため、多様な人権問題に関する研修を実施し、市職員の人権感覚の醸成と人権意識の高揚に取り組みます。
- ◆ 人権行政の推進リーダーとしての役割を担う各課長については、人権問題研修推進員と位置づけて、毎年時宜に応じた人権研修を実施します。
- ◆ 新規採用職員については、人権に関する歴史的経緯など正しい知識が得られるよう重点的に人権研修を実施します。
- ◆ 教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるように育成する指導力が求められます。
そのため、教職員が児童の権利に関する条約を含め人権問題や人権教育に関する認識を深め、子どもの様子を敏感に察することができる感性を磨くことが大切であり、本市教育総合センターにおける研修や校内研修などを実施し、その資質と指導力の向上を図っていきます。
- ◆ また、体罰根絶に向けても、教職員研修を通じた人権意識の醸成を図っていきます。

(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

- ◆ 市職員・教職員以外にも、医療・保健関係者、福祉関係者(福祉施設や事業所等)のように、人権とかかわりの深い特定職業従事者等は、生命や健康、生活を守り支えるという重要な役割を担っています。また、虐待やDVなどの人権侵害を発見しやすい立場にもあります。
- ◆ このため、研修会や講演会を実施するほか人権に関する情報提供や啓発に取り組みます。

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- ・本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市長を座長とする「尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議」において、市の施策が人権文化いきづくまちづくりに向かって実施されるよう、連携・調整を図ります。
- ・計画に基づく人権施策の実施に際しては、「公益社団法人尼崎人権啓発協会」をはじめ、「神戸地方法務局尼崎支局」「尼崎市人権・同和教育研究協議会」、地域の各種団体からなる「地区人権啓発推進委員会」などの関係機関・団体と連携や協力を図りながら推進していきます。
- ・また、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員等が、人権尊重の意識を持って人権施策の推進を行っていくため、人権問題について学び、日常の仕事を通じてその学びを実践できるよう職員研修の充実を図ります。

2 進捗状況の点検

- ・本計画の進捗状況については、人権施策の展開方向に沿ってどのような取組が行われ、どのような効果があったのか、またどのような課題があるのかを毎年度調査し、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会において点検するとともに、結果を公表します。

3 実態把握と市民意識調査

- ・本計画に基づく諸施策を適切に推進していくためには、それぞれの人権問題について、その実態を把握することが重要です。それぞれの実態把握にあたっては、各種関係団体と協議しながら進めていきます。
- ・また、アンケート調査等により、市民意識や人権を取り巻く状況把握に努めます。市民意識調査については5年毎に実施します。

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画は市ホームページからご覧になれます。

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画

検索



計画冊子をご覧になりたい方はご連絡ください。

尼崎市総合政策局協働部
ダイバーシティ推進課

TEL : 06-6489-6658 FAX : 06-6489-6661
MAIL : ama-jinken@city.amagasaki.hyogo.jp